

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
りたるときは、  
翌日)

## 目 次

◆告 示 字の区域の新設等

土地改良法による換地処分

## 告 示

### 鳥取県告示第千二百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準

用する同法第五十四条第四項の規定による東千代地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字  
の名称

同上の区域（昭和五十七年七月八日現在の地番による。）

服部字上河原

服部字長通ノ二 三七七の一部、三七七の一部、三七八の一部、三七九、三八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字上河原ノ一 三九七の三、三九八の三、三九九の三、四〇〇の三及びこれらと一体をなす国有地、服部字上河原ノ二 四〇二の二、四〇三の一部、四〇四の一部、四〇四の二、四〇四の三及びこれらと一体をなす国有地、服部字麦割四〇五から四〇七まで、四〇八の一部、四〇九の二の一部、四一〇の一部、四一〇の二の一部、四一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字間所ノ屯 四二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字間所ノ式 四二九の一次一の一部、四二九の一次二、四二九の一次三、四二九の二次一の一部、四二九の二次二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字下河原ノ屯 四三〇の内一から四三三の内三まで、四三一の一部及びこれらと一体をなす国有地

服部字下河原

服部字間所ノ式 四二三の一部、四二四の一部、四二五の一部、四二六、四二七、四二八の一次一、四二八の一次二、四二八の七まで、四二九の一次一の一部、四二九の二次一の一部、四二九の二次二の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字下河原ノ屯 四三〇の二、四三一の一部、四三二の二及びこれらと一体をなす国有地、服部



服部字下沢

服部字松ヶ段東中二一七の二の一部、二一七の二、二一八の二の一部及び二一八の二の一部、服部字松ヶ段東下ノ沓 三〇八の一、三〇八の二、三〇八の三の一部、三〇九の一、三〇九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、服部字松ヶ段東下ノ式 三二〇の二の一部、三二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一〇の二と一体をなす国有地の一部、服部字曾利ノ沓 三一九の一部、三二〇の一部、三二〇の二の一部、三二〇の三の一部、三二〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字曾利ノ式のうち三三一、三三二の一部、三三五から三三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに服部字池向三四一の一部、三四一の二、三四二の三の一部、三四三の二の一部、三四三の三の一部、三四四から三四六までの一部及びこれらと一体をなす国有地

服部字上沢

服部字松ヶ段東上二〇三の二の一部、二〇五、二〇五の一、二〇五の二の一部、二〇五の三の一部、二〇六の一部、二〇六の二の一部、二〇六の三の一部、二〇七、二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字松ヶ段東中二一〇の二の一部、二一一、二一一から二一五までの一部、二一六、二一七の二の一部、二一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、服部字池向三四一の一部、三四二の二、三四二の三の一部、三四三の二の一部、三四三の三の一部、三四四から三四六までの一部、三五二の一部、三五四から三五六までの一部、三五七から三六一まで、三六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字長通ノ一 三六三から三六六まで、三六六の二の一部、三六六の三の一部、三六六の四の一部、三七二の一部、三七二の二の一部、三七二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

下味野字六反口

下味野字畑田下ノ割四七の三の一部及びこれと一体をなす国有地、野寺字土居下式 五七の二の一部、五八から六

下味野字阿彌陀寺

〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、野寺字流シ山上ノ割一 六一の一、六一の二、六二の一から六二の三まで、六三の一部、六七の一部、六九の内二の一部、六九の四の一部、七〇の二の一部、七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、野寺字流シ山上ノ割二 七二の二の一部及びこれと一体をなす国有地、野寺字茶畑一〇〇の二の一部、一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地、野寺字六反口一〇五の二の一部、一〇五の三、一〇五の四の一部、一〇六、一〇六の二、一〇七、一〇七の二、一〇八の二、一〇八の三、一〇九の二の一部、一一〇の二の一部、一一〇の三の一部、一一一、一一一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに野寺字上野寺一二七の一及び一二七の二と一体をなす国有地の一部

下味野字長通り

服部字阿彌陀寺のうち三八二の二の一部、三八二の一の一部、三八七の一部、三八八の二の一部、三九〇の一、三九〇の二、三九〇の三の一部、三九〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、服部字上河原ノ一 三九一の一部、三九二、三九三の二から三九三の三まで、三九四から三九六までの一部、三九七の二の一部、三九八の二、三九九の二、四〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、野寺字流シ山上ノ割一 七一の二の一部、七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、野寺字流シ山上ノ割二 七二の二の一部、七三の一部、七四、七五の二の一部、七五の三、七五の四、七七の二の一部、七七の三の一部、八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに野寺字小河原西ノ割八一の二の一部、八一の三の一部、八三の一部、八四、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地

服部字長通りノ一 三六六の四の一部、三六七の一部、三

|         |                           |        |  |  |   |
|---------|---------------------------|--------|--|--|---|
| 野寺字土居ノ下 | 野寺字西野寺道ノ下四四の一、四五の二の一部、四六の | 野寺字流シ山 | 野寺字流シ山上ノ割一 六三の一部、六六の一部、六七の一部、六八、六九の一内一、六九の一内二の一部、六九の二、六九の三、六九の四の一部、七〇の一、七〇の二の一部、七一の二の一部、七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、野寺字流シ山上ノ割二 七七の二の一部及びこれと一体をなす国有地、服部字松ヶ段東上二〇三の二から二〇三の三までの一部、二〇四の二から二〇四の四まで、二〇五の二の一部、二〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字長通ノ一 三六六の二の一部、三六六の二、三六六の三の一部、三六六の四の一部、三六六次一、三六七の一部、三六八の一部、三七七の一部及びこれらと一体をなす国有地 |  | 六八の一部、三六八の二、三六九の一、三六九の二、三七〇、三七〇の一次一の一部、三七〇の二次二の一部、三七〇の三の一部、三七一の一部、三七四の二の一部、三七四の二の一部、三七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字長通ノ一 三七六の二の一部、三七六の二、三七六の内一の一部、三七七の一部、三七七の二の一部、三七八の二の一部、三七八の二、三八〇の一部、三八一及びこれらと一体をなす国有地、服部字阿彌陀寺三八二の二の一部、三八二次一の一部、三八七の一部、三八八の二の一部、三九〇の一、三九〇の二、三九〇の三の一部、三九〇の四及びこれらと一体をなす国有地、服部字上河原ノ一 三九一の一部、四〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字上河原ノ二 四〇一、四〇二の二、四〇三の一部、四〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに野寺字流シ山上ノ割二 七五の二の一部、七七の二の一部、七七の二の一部、七九、八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
|---------|---------------------------|--------|--|--|---|

|            |                            |            |  |                            |  |
|------------|----------------------------|------------|--|----------------------------|--|
| 野寺字土居ノ下    | 野寺字西野寺道ノ下四四の一、四五の二の一部、四六の  | 野寺字流シ山     | 野寺字流シ山上ノ割一 六三の一部、六六の一部、六七の一部、六八、六九の一内一、六九の一内二の一部、六九の二、六九の三、六九の四の一部、七〇の一、七〇の二の一部、七一の二の一部、七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、野寺字流シ山上ノ割二 七七の二の一部及びこれと一体をなす国有地、服部字松ヶ段東上二〇三の二から二〇三の三までの一部、二〇四の二から二〇四の四まで、二〇五の二の一部、二〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字長通ノ一 三六六の二の一部、三六六の二、三六六の三の一部、三六六の四の一部、三六六次一、三六七の一部、三六八の一部、三七七の一部及びこれらと一体をなす国有地 | 区域を変更する町及び字の名称             | 一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、野寺字土居ノ下四七の二の一部及び四七の五の一部以外の区域、野寺字土居ノ下四七の二の一部、五八から六〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、野寺字流シ山上ノ割一 六三の一部、六四、六五の二から六五の三まで、六六の一部及びこれらと一体をなす国有地、野寺字六反口一〇五の一、一一三及び一八と一体をなす国有地の一部並びに服部字松ヶ段東上二〇〇の二の一部、二〇一の六の一部、二〇一の七、二〇二の二次一の一部、二〇二の四の一部、二〇二の五、二〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 服部字松ヶ段東上ノ二 | 野寺字西野寺道ノ下四五の二の一部、四六の二の一部及び | 服部字津浪道東    | 服部字津浪道東のうち八の一、一〇、一〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一、二、三次一、三次二、八、八次一、一五及び一五次一と一体をなす国有地の一部以外の区域  | 同上の区域(昭和五十七年七月八日現在の地番による。) |  |
| 服部字松ヶ段西    | 野寺字西野寺道ノ下四五の二の一部、四六の二の一部及び | 服部字松ヶ段東上ノ二 | 服部字松ヶ段東上ノ二のうち一九七の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域   |                            |  |

|   |  |  |   |  |
|---|--|--|---|--|
| <p>服部字松ヶ段東</p>                                      | <p>中</p>   | <p>服部字松ヶ段東<br/>下ノ巻</p>   | <p>服部字松ヶ段東<br/>下ノ式</p>  | <p>服部字表割</p>   |
| <p>これらと一体をなす国有地並びに野寺字土居下巻 四七の<br/>一の一部及び四七の五の一部</p> | <p>服部字松ヶ段東中のうち二一〇の一の一部、二二二、二<br/>一三から二一五までの一部、二一六、二一七の一、二一七<br/>の二、二一八の一の一部、二一八の二の一部及びこれらと<br/>一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字松ヶ段東上二<br/>〇八の一部、二〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国<br/>有地並びに服部字松ヶ段東下ノ巻 三〇八の三の一部、三<br/>〇八の四、三〇八の五及びこれらと一体をなす国有地の一<br/>部</p> | <p>服部字松ヶ段東下ノ巻のうち三〇八の一から三〇八の五<br/>まで、三〇九の一、三〇九の二及びこれらと一体をなす国<br/>有地の一部以外の区域</p> | <p>服部字松ヶ段東下ノ式のうち三一〇の一の一部、三一〇<br/>の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一〇の<br/>一と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字津浪道東<br/>八の一、一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに<br/>一、二、三次一、三次二、八及び八次一と一体をなす国有<br/>地の一部、服部字曾利ノ巻 三一九の一部、三二〇の一部、<br/>三二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三<br/>一九と一体をなす国有地の一部、服部字曾利ノ式 三三五<br/>から三三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並び<br/>に服部字中道ノ式 四五三と一体をなす国有地の一部</p>  | <p>服部字表割四〇八の一部、四〇九の一の一部、四〇九の<br/>二の一部、四一〇の一の一部、四一三の一部、四一四の一<br/>部、四一四の一次一の一部、四一四の一次二の一部及びこ<br/>れらと一体をなす国有地、服部字池向三五一の一部、三五<br/>二の一部、三五四の一部、三六二の一部及びこれらと一体</p> |
| <p>下味野字畑田下<br/>ノ割</p>                               | <p>下味野字畑田下<br/>ノ割</p>  | <p>下味野字小河原<br/>西ノ割</p>   | <p>をなす国有地、服部字長通ノ一 三七〇の一次一の一部、<br/>三七〇の一次二、三七〇の二次一、三七〇の二次二の一部、<br/>三七〇の三の一部、三七一の一次一、三七一の一、三七二の<br/>一部、三七二の二の一部、三七三、三七四の一の一部、三<br/>七四の二の一部、三七五の一部及びこれらと一体をなす国<br/>有地並びに服部字長通ノ二 三七六の一の一部、三七六内<br/>一の一部、三七七の一部、三七七の一の一部及びこれらと<br/>一体をなす国有地</p> <p>下味野字畑田下ノ割のうち四七の三の一部、五〇の一、<br/>五一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、野寺<br/>字茶畑一〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地、野寺字<br/>六反口一〇九の一部、一一〇の二の一部、一一一の一部及<br/>びこれらと一体をなす国有地並びに野寺字上野寺一二七の<br/>一及び一二八の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>下味野字小河原西ノ割のうち六九の一部及びこれと一体<br/>をなす国有地以外の区域、下味野字畑田下ノ割五〇の一、<br/>五一の二及びこれらと一体をなす国有地、下味野字小河原<br/>東割七二の二の一部、七三の一の一部、七三の二、七三の<br/>三、七五の一部、七六の一部、九三の一の一部、九六の一<br/>部、九六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、野寺<br/>字流シ山上ノ割一 七一の一の一部及びこれと一体をなす<br/>国有地、野寺字流シ山上ノ割二 七二の一部、七三の一部<br/>及びこれらと一体をなす国有地、野寺字小河原西ノ割のう<br/>ち八一の一の一部、八一の二の一部、八三の一部、八四、<br/>八五から八七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以<br/>外の区域、野寺字茶畑のうち一〇〇の一部、一〇三の一部、<br/>一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並<br/>びに野寺字六反口一〇五の一の一部、一〇五の三の一部、<br/>一〇五の四の一部、一〇五の五及びこれらと一体をなす国<br/>有地</p> |  |

|                  |   |
|------------------|---|
| <p>下味野字小河原東割</p> | <p>下味野字小河原東割のうち七二の二の一部、七三の二の一部、七三の二、七三の三、七五の一部、七六の一部、九三の二の一部、九六の一部、九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下味野字小河原西ノ割六九の一部及びこれと一体をなす国有地、服部字上河原ノ一三九四から三九六までの一部、三九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに野寺字小河原西ノ割八五から八七までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>野寺字西野寺道ノ下</p> | <p>野寺字西野寺道ノ下のうち四四の一、四五の二、四六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>   |
| <p>野寺字六反口</p>    | <p>野寺字六反口のうち一〇五の一から一〇五の五まで、一〇六、一〇六の一、一〇七、一〇七の一、一〇八の一、一〇八の二、一〇九、一一〇の一、一一〇の二、一一一、一一二、一一五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一三及び一一八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>   |
| <p>野寺字上野寺</p>    | <p>野寺字上野寺のうち一二七の一、一二七の二及び一二八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>   |
| <p>菖蒲字津浪道東</p>   | <p>菖蒲字津浪道東のうち八一の一部、八一の二の一部、八五の三の一部、八六の二の一部、八六の三の一部、九四の五、九四の六、九七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>  |
| <p>菖蒲字向河原</p>    | <p>菖蒲字向河原のうち一〇二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>  |
| <p>廃止する字の名称</p>  | <p>服部字曾利ノ菘、服部字曾利ノ式、服部字池向、服部字</p>  |

長通ノ一、服部字長通ノ二、服部字阿彌陀寺、服部字上河原ノ一、服部字上河原ノ二、服部字間所ノ菘、服部字間所ノ式、服部字下河原ノ菘、服部字下河原ノ式、服部字中道ノ菘、服部字中道ノ式、服部字四反田ノ菘、服部字四反田ノ二、服部字下土手外、服部字上土手外、野寺字土居下菘、野寺字土居下式、野寺字流シ山上ノ割一、野寺字流シ山上ノ割二、野寺字小河原西ノ割及び野寺字茶畑

鳥取県告示第千二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る東千代地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】